



六管区水路通報第23号

令和5年6月16日

第六管区海上保安本部

【目次】

第272項	瀬戸内海	岡山水道、水門湾	水路測量
第273項	瀬戸内海	岡山水道、小串港付近	小型船操縦訓練
第274項	瀬戸内海	備讃瀬戸、男木島南岸	防波堤存在等
第275項	瀬戸内海	高松港東方、屋島湾	小型船操縦訓練
第276項	瀬戸内海	高松港西方、香西港付近	小型船操縦訓練
第277項	瀬戸内海	備讃瀬戸東航路及び備讃瀬戸北航路	流速計設置
第278項	瀬戸内海	水島港及び付近	環境調査
第279項	瀬戸内海	水島港	深淺測量
第280項	瀬戸内海	水島港	簡易灯不存在
第281項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業等
第282項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業
第283項	瀬戸内海	備讃瀬戸、北木島西方	ヨットレース
第284項	瀬戸内海	阿伏兔瀬戸付近、田島北岸	パドルボードレース
第285項	瀬戸内海	呉港付近、音戸ノ瀬戸	潜水作業
第286項	瀬戸内海	呉港、呉区及び付近	水路測量
第287項	瀬戸内海	広島港、第1区及び第3区	重量物荷役作業
第288項	瀬戸内海	広島港、第3区	ボーリング作業等
第289項	瀬戸内海	広島港、第3区及び付近	海上作業
第290項	瀬戸内海	広島港、第3区	重量物荷役作業
第291項	瀬戸内海	広島湾、大野瀬戸	トライアスロン大会
第292項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	遠泳訓練
第293項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	カッターレース
お知らせ	G7香川・高松都市大臣会合に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

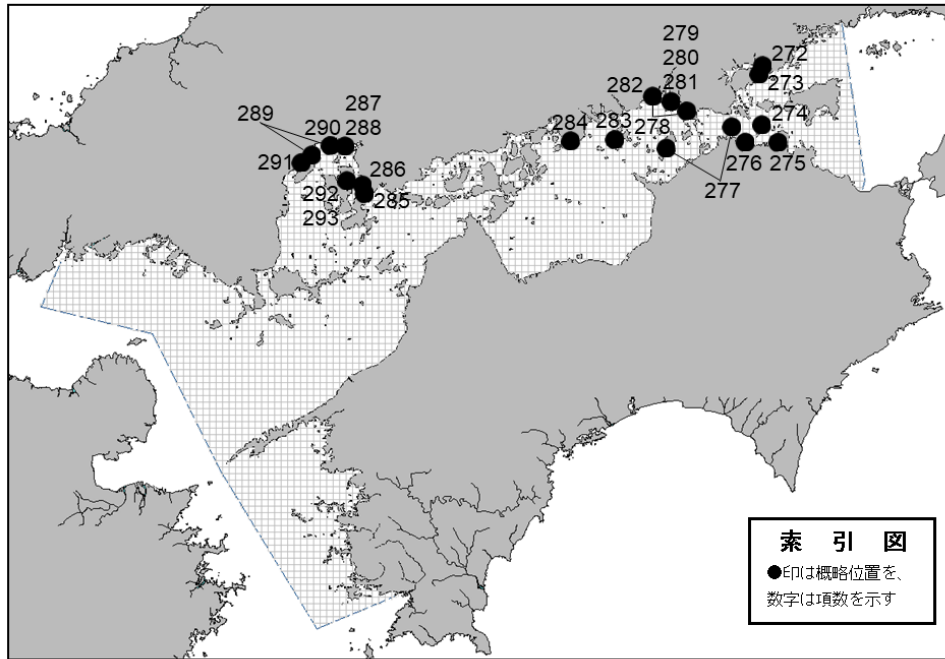
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★5年272項 瀬戸内海 — 岡山水道、水門湾 水路測量
 期間 令和5年7月3日～7日の内2日間
 位置 34-36-09N 134-03-07E付近
 備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
 海図 W155-W1114
 出所 第六管区海上保安本部



★5年273項 瀬戸内海 — 岡山水道、小串港付近 小型船操縦訓練
 期間 令和5年7月1日、19日～29日(予備日を含む)の日出～日没
 区域 2地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-34-58N 134-02-36E
 (2) 34-34-49N 134-02-41E
 備考 区域内に浮標を設置
 海図 W155-W1114
 出所 第六管区海上保安本部



★5年274項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、男木島南岸 防波堤存在等

1. 防波堤存在

- 区域1 2地点を結ぶ線上(幅約10m)
 (1) 34-25-10.9N 134-03-39.8E
 (2) 34-25-13.1N 134-03-39.5E(岸線上)
- 区域2 2地点を結ぶ線上(幅約3m)
 (1) 34-25-04.8N 134-03-25.4E
 (2) 34-25-06.2N 134-03-23.5E(既設防波堤先端)
- 区域3 2地点を結ぶ線上(幅約3m)
 (1) 34-25-13.9N 134-03-13.1E
 (2) 34-25-13.9N 134-03-14.7E(岸線角)



2. 防波堤不存在

- 区域4 2地点を結ぶ線上
 (1) 34-25-16.6N 134-03-13.5E
 (2) 34-25-13.9N 134-03-14.7E(岸線角)

海図 W137A-JP137A-W153-JP153

出所 第六管区海上保安本部

★5年275項 瀬戸内海 — 高松港東方、屋島湾 小型船操縦訓練

期間 令和5年7月1日、2日、22日、23日、29日、30日(予備日8日、9日)の日出～日没

位置 34-21-54N 134-07-00E付近

備考 コースを示す浮標を設置

海図 W137A-JP137A

出所 第六管区海上保安本部



★5年276項 瀬戸内海 — 高松港西方、香西港付近 小型船操縦訓練

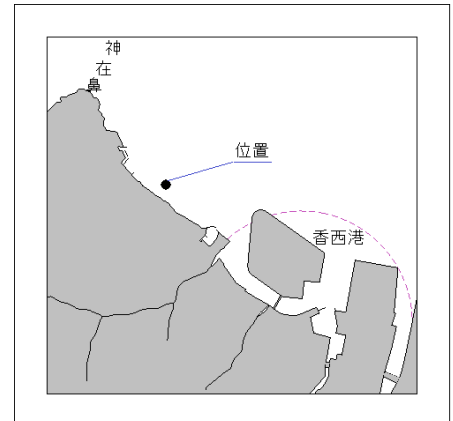
期間 令和5年7月5日、6日の日出～日没

位置 34-21-55N 133-59-05E付近

備考 コースを示す浮標を設置

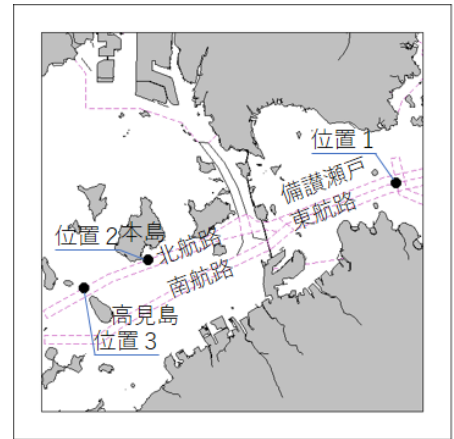
海図 W137A-JP137A

出所 第六管区海上保安本部



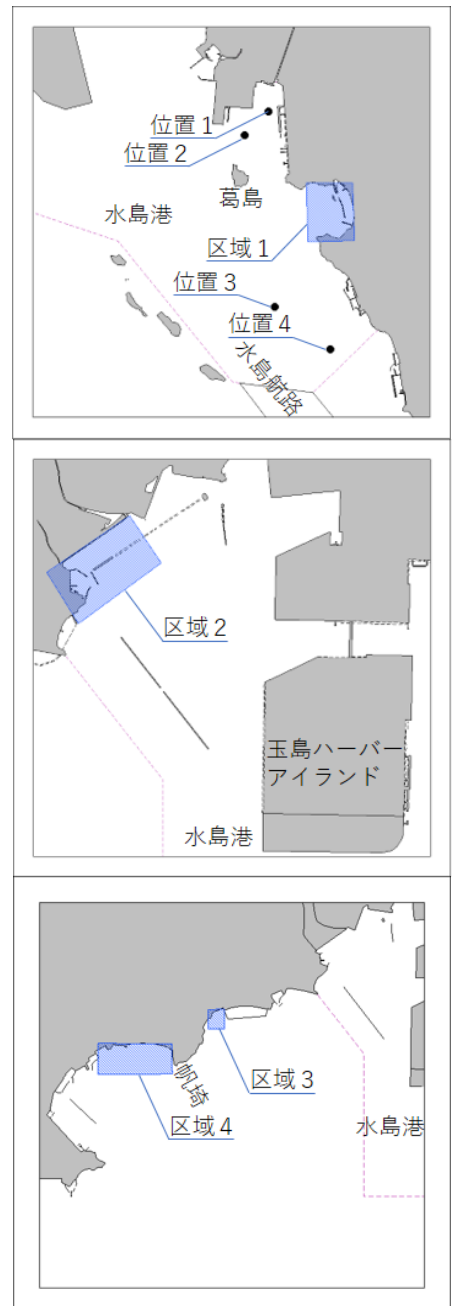
★5年277項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸東航路及び備讃瀬戸北航路 流速計設置

期間 令和5年6月20日～7月27日(予備日7月28日～8月10日)
 位置1 34-24-40N 133-56-33E
 位置2 34-21-11N 133-42-57E
 位置3 34-19-54N 133-39-26E
 備考 (1) 位置1は備讃瀬戸東航路中央第2号灯浮標に、
 位置2は備讃瀬戸北航路第7号灯浮標に、
 位置3は備讃瀬戸北航路第3号灯浮標に、
 流速計付浮標を接続する
 (2) 流速計付浮標は黄色灯(4秒1閃光)で表示
 海図 W1122-W1116-W137A-JP137A-
 W137B-JP137B-W153-JP153
 出所 第六管区海上保安本部



★5年278項 瀬戸内海 — 水島港及び付近 環境調査

期間 令和5年9月30日までの内12日間の日出～日没
 区域1 4地点により囲まれる区域(陸域を除く)
 (1) 34-27.8N 133-46.5E
 (2) 34-27.4N 133-46.5E
 (3) 34-27.4N 133-46.2E
 (4) 34-27.8N 133-46.2E
 区域2 4地点により囲まれる区域(陸域を除く)
 (1) 34-31.0N 133-39.3E
 (2) 34-30.7N 133-39.5E
 (3) 34-30.4N 133-39.0E
 (4) 34-30.7N 133-38.8E
 区域3 4地点により囲まれる区域(陸域を除く)
 (1) 34-30.1N 133-37.7E
 (2) 34-29.9N 133-37.7E
 (3) 34-29.9N 133-37.5E
 (4) 34-30.1N 133-37.5E
 区域4 4地点により囲まれる区域(陸域を除く)
 (1) 34-29.7N 133-37.0E
 (2) 34-29.4N 133-37.0E
 (3) 34-29.4N 133-36.0E
 (4) 34-29.7N 133-36.0E
 位置1 34-28.2N 133-45.9E
 位置2 34-28.0N 133-45.7E
 位置3 34-27.0N 133-45.9E
 位置4 34-26.7N 133-46.3E
 備考 (1) 作業船による採水及び採泥作業等
 (2) 潜水作業を伴う
 (3) 警戒船を配置
 海図 W1127A-JP1127A-W1127B-
 JP1127B-W1122-W1116
 出所 水島港長、第六管区海上保安本部



★5年279項 瀬戸内海 - 水島港 深浅測量
期 間 令和5年6月26日～7月10日の内2日間の日出～日没
区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-31-20N 133-44-23E(岸線上)
(2) 34-31-20N 133-44-18E
(3) 34-31-23N 133-44-18E
(4) 34-31-23N 133-44-23E(岸線上)
備 考 潜水作業を伴う
海 図 W1127A-JP1127A
出 所 水島港長



★5年280項 瀬戸内海 - 水島港 簡易灯不存在
位 置 34-31-43N 133-42-14E
海 図 W1127B-JP1127B
出 所 水島海上保安部



★5年281項

瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業等

1. 深浅測量

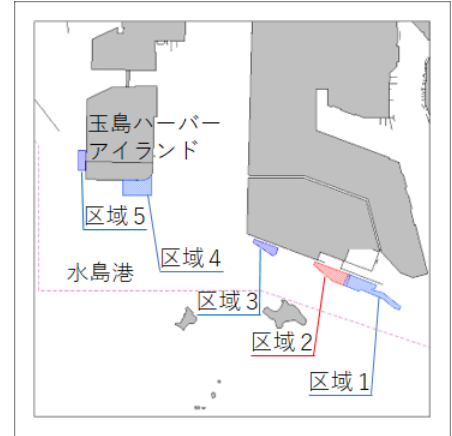
期 間 令和5年6月19日～30日の内4日間の日出～日没

区域2 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-13N 133-43-35E
- (2) 34-28-06N 133-43-32E
- (3) 34-28-10N 133-43-21E
- (4) 34-28-20N 133-43-07E
- (5) 34-28-22N 133-43-08E

区域3 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-31N 133-42-39E
- (2) 34-28-27N 133-42-37E
- (3) 34-28-26N 133-42-34E
- (4) 34-28-35N 133-42-19E
- (5) 34-28-37N 133-42-20E



2. 掘下げ作業

期 間 令和5年6月26日～8月31日(予備日9月1日～30日)の日出～日没

区域1 12地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-07N 133-43-56E
- (2) 34-28-05N 133-43-55E
- (3) 34-28-04N 133-43-52E
- (4) 34-28-02N 133-44-01E
- (5) 34-27-53N 133-44-15E
- (6) 34-27-51N 133-44-14E
- (7) 34-27-52N 133-44-10E
- (8) 34-27-58N 133-44-01E
- (9) 34-28-04N 133-43-44E
- (10) 34-28-03N 133-43-42E
- (11) 34-28-07N 133-43-30E
- (12) 34-28-14N 133-43-34E

区域2 1. 深浅測量と同じ

区域3 1. 深浅測量と同じ

- 備 考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施
(2) 長さ120m以上の船舶が通航する場合は、当該船舶の1L以上の通航幅を確保する
(3) 警戒船を配置

3. 揚土作業

期 間 令和5年6月26日～8月31日(予備日9月1日～30日)の日出～日没

区域4 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-29-19N 133-41-00E(岸線上)
- (2) 34-29-05N 133-41-00E
- (3) 34-29-05N 133-40-37E
- (4) 34-29-15N 133-40-37E(岸線上)

区域5 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

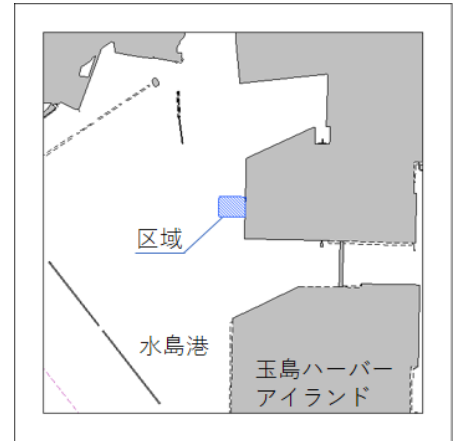
- (1) 34-29-21N 133-40-08E(岸線上)
- (2) 34-29-21N 133-40-02E
- (3) 34-29-34N 133-40-02E
- (4) 34-29-34N 133-40-08E(岸線上)

備 考 区域内に排砂管及び作業船が設置される

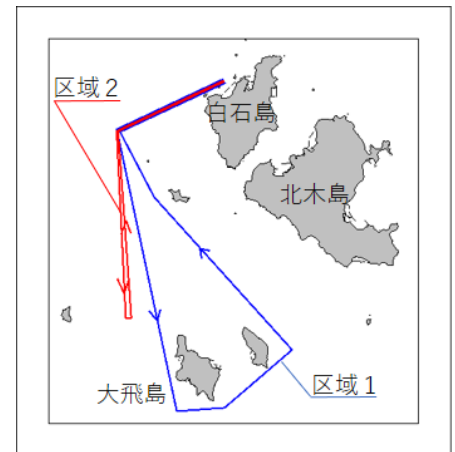
海 図 W1127A-JP1127A-W1127B-JP1127B-W1116

出 所 水島港長

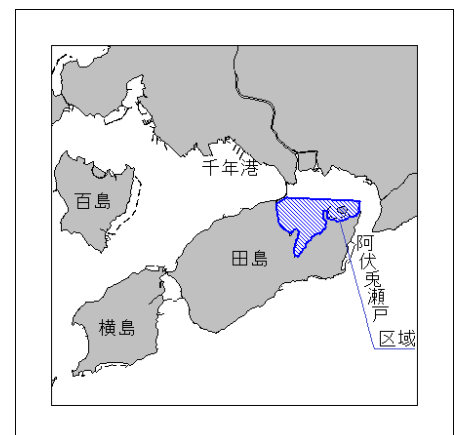
★5年282項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業
 期間 令和5年7月3日～8月22日(予備日を含む)の日出～日没
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-30-32N 133-40-13E(岸線上)
 (2) 34-30-32N 133-40-05E
 (3) 34-30-37N 133-40-05E
 (4) 34-30-37N 133-40-13E(岸線上)
 備考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施
 (2) 警戒船を配置
 海図 W1127B-JP1127B
 出所 水島港長



★5年283項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、北木島西方 ヨットレース
 期間 令和5年7月2日の0855～1330
 区域1 7地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-24-37N 133-30-39E
 (2) 34-23-55N 133-28-50E
 (3) 34-19-58N 133-29-50E
 (4) 34-20-01N 133-30-39E
 (5) 34-20-50N 133-31-48E
 (6) 34-22-59N 133-29-27E
 (7) 34-23-55N 133-28-50E
 区域2 3地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-24-37N 133-30-39E
 (2) 34-23-55N 133-28-50E
 (3) 34-21-17N 133-29-02E
 備考 (1) 区域2は、気象状況による予備区域
 (2) 区域内にコースを示す浮標を設置
 (3) 警戒船を配置
 海図 W130-W137B-JP137B-W1118-W153-JP153
 出所 第六管区海上保安本部



★5年284項 瀬戸内海 — 阿伏兔瀬戸付近、田島北岸 パドルボードレース
 期間 令和5年7月2日の1000～1630
 区域 (1)～(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-22-19N 133-19-09E(岸線上)
 (2) 34-22-25N 133-19-19E
 (3) 34-22-22N 133-20-32E
 (4) 34-22-17N 133-20-31E(岸線上)
 備考 (1) 区域内に浮標を設置
 (2) 警戒船を配置
 海図 W1118
 出所 第六管区海上保安本部



★5年285項 瀬戸内海 — 呉港付近、音戸ノ瀬戸 潜水作業

期間 令和5年7月3日～14日の内1日の日出～日没
区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-11-41N 132-32-13E
- (2) 34-11-41N 132-32-14E
- (3) 34-11-38N 132-32-12E
- (4) 34-11-39N 132-32-11E

備考 (1) 構造物の状況調査
(2) 警戒船を配置

海図 W1109-JP1109



★5年286項 瀬戸内海 — 呉港、呉区及び付近 水路測量

期間 令和5年6月26日～7月19日の内7日間

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-15-13N 132-31-37E
- (2) 34-14-58N 132-31-37E
- (3) 34-14-58N 132-31-04E
- (4) 34-15-13N 132-31-04E

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-14-14N 132-32-12E
- (2) 34-13-54N 132-32-12E
- (3) 34-13-54N 132-31-32E
- (4) 34-14-13N 132-31-32E

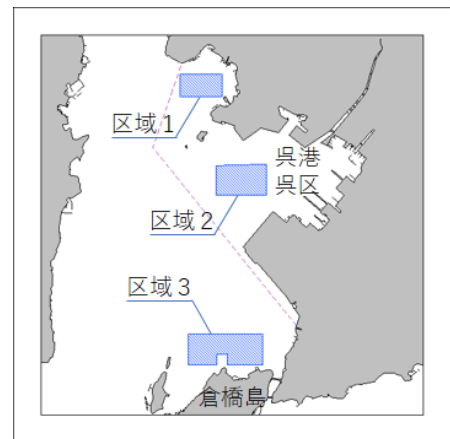
区域3 8地点により囲まれる区域

- (1) 34-12-23N 132-32-09E
- (2) 34-12-03N 132-32-09E
- (3) 34-12-03N 132-31-41E
- (4) 34-12-10N 132-31-41E
- (5) 34-12-10N 132-31-33E
- (6) 34-12-03N 132-31-33E
- (7) 34-12-03N 132-31-10E
- (8) 34-12-23N 132-31-10E

備考 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1109-JP1109-W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★5年287項 瀬戸内海 — 広島港、第1区及び第3区 重量物荷役作業

六管区水路通報5年22号267項削除

期間 令和5年6月14日(予備日15日~22日)、19日(予備日20日~28日)の日出~日没

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-21-16N 132-28-25E(岸線上)
- (2) 34-21-12N 132-28-28E
- (3) 34-21-09N 132-28-21E
- (4) 34-21-13N 132-28-18E(岸線上)

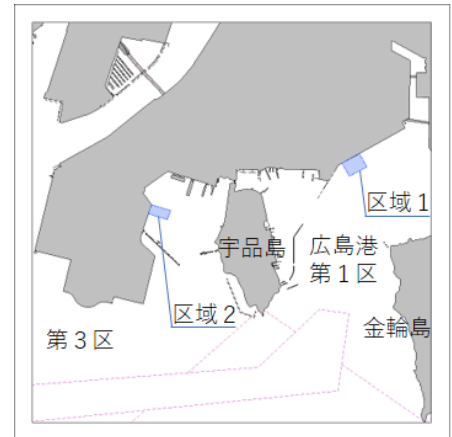
区域2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-20-59N 132-27-03E(岸線上)
- (2) 34-20-57N 132-27-10E
- (3) 34-20-54N 132-27-09E
- (4) 34-20-56N 132-27-01E(岸線上)

- 備考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に白色灯付浮標を設置
(2) 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



★5年288項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 ボーリング作業等

期間 令和5年7月3日~8月31日(予備日を含む)の日出~日没

1. ボーリング作業

区域1 2地点を結ぶ線上

- (1) 34-21-45N 132-25-43E
- (2) 34-21-48N 132-25-37E

- 備考 (1) 潜水士による磁気探査作業を伴う
(2) ボーリング檣の四隅に黄色灯を設置
(3) 警戒船を配置

2. 深浅測量

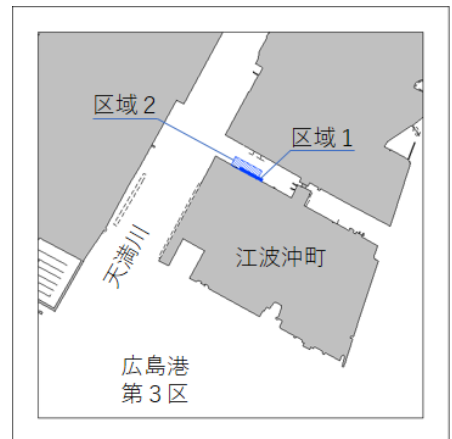
区域2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-21-48N 132-25-35E(岸線上)
- (2) 34-21-50N 132-25-36E
- (3) 34-21-47N 132-25-42E
- (4) 34-21-45N 132-25-41E(岸線上)

備考 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



★5年289項 瀬戸内海 — 広島港、第3区及び付近 海上作業

1. 期間 令和5年6月19日～21日(予備日22日～24日)
の0700～1300

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-20-46N 132-24-32E
- (2) 34-20-39N 132-24-27E
- (3) 34-20-48N 132-24-07E
- (4) 34-20-55N 132-24-11E

2. 期間 令和5年6月19日～24日(予備日25日～30日)
の0700～1300

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-20-22N 132-24-12E
- (2) 34-20-16N 132-24-07E
- (3) 34-20-33N 132-23-29E
- (4) 34-20-40N 132-23-34E

区域3 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-20-11N 132-24-04E
- (2) 34-20-04N 132-24-00E
- (3) 34-20-20N 132-23-21E
- (4) 34-20-27N 132-23-26E

3. 期間 令和5年6月19日～24日の内3日間の日出～日没

区域4 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-20-05N 132-20-50E
- (2) 34-19-35N 132-21-06E
- (3) 34-18-59N 132-19-41E
- (4) 34-19-30N 132-19-24E

区域5 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-20-18N 132-20-07E
- (2) 34-20-12N 132-20-11E
- (3) 34-20-03N 132-19-47E
- (4) 34-20-09N 132-19-44E

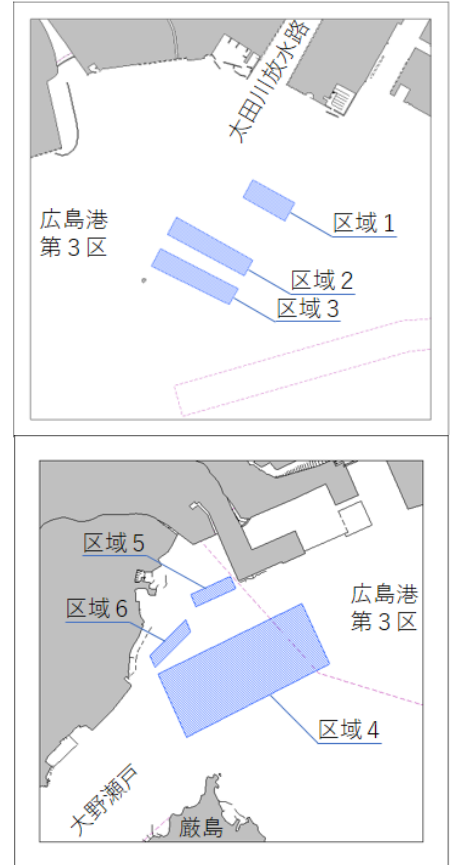
区域6 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-19-57N 132-19-41E
- (2) 34-19-51N 132-19-44E
- (3) 34-19-33N 132-19-23E
- (4) 34-19-39N 132-19-20E

- 備考 (1) 作業船による海底耕うん作業
(2) 作業船は耕うん機をえい航する(最大えい航長20m)
(3) 警戒船を配置

海図 W1112B-JP1112B-W142-JP142

出所 広島港長



★5年290項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 重量物荷役作業

期間 令和5年6月15日(予備日16日~22日)、24日(予備日25日~7月1日)の日出~日没

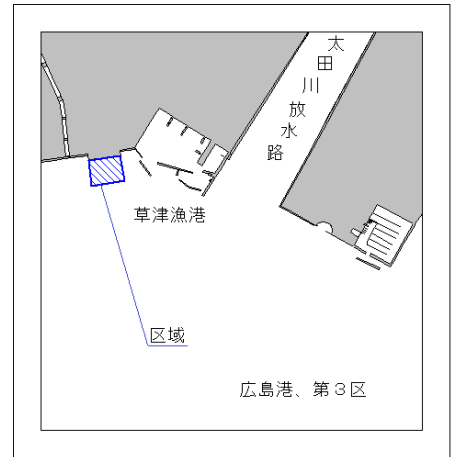
区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-21-45N 132-23-47E(岸線角)
 (2) 34-21-40N 132-23-48E
 (3) 34-21-39N 132-23-41E
 (4) 34-21-44N 132-23-39E(岸線角)

備考 (1) 作業船のアンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に浮標を設置
 (2) 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A-W1112B-JP1112B

出所 広島港長



★5年291項 瀬戸内海 — 広島湾、大野瀬戸 トライアスロン大会

期間 令和5年6月18日の0800~1000

区域 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-18-12N 132-17-49E(岸線角)
 (2) 34-17-55N 132-17-28E
 (3) 34-17-55N 132-17-25E
 (4) 34-17-56N 132-17-25E
 (5) 34-18-07N 132-17-40E
 (6) 34-18-11N 132-17-40E(岸線上)

備考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置

海図 W113-W142-JP142

出所 広島海上保安部



★5年292項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 遠泳訓練

1. 期間 令和5年7月5日~25日(土日祝日を除く)の1300~1730

区域1 4地点により囲まれる区域

(1) 34-14.8N 132-28.0E
 (2) 34-14.6N 132-28.2E
 (3) 34-14.3N 132-28.0E
 (4) 34-14.3N 132-27.7E

2. 期間 令和5年7月25日(予備日28日)の0745~1730

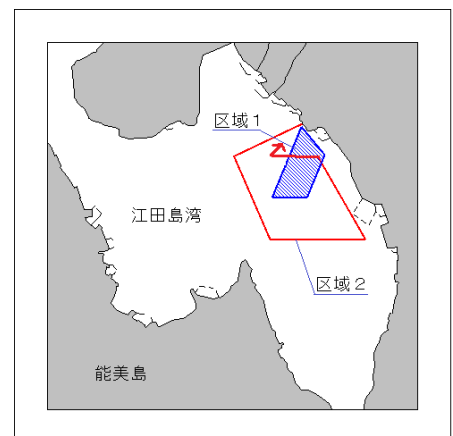
区域2 6地点を結ぶ線上付近

(1) 34-14.8N 132-28.0E
 (2) 34-14.6N 132-27.4E
 (3) 34-14.0N 132-27.7E
 (4) 34-14.0N 132-28.5E
 (5) 34-14.6N 132-28.1E
 (6) 34-14.6N 132-27.7E

備考 (1) コースを示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置

海図 W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★5年293項 瀬戸内海 - 広島湾、江田島湾 カッターレース

期 間 令和5年7月4日(予備日5日)の0800~1400

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-14-32N 132-28-23E(岸線上)
- (2) 34-14-18N 132-27-57E
- (3) 34-14-22N 132-27-53E
- (4) 34-14-36N 132-28-20E(岸線上)

備 考 (1) コースを示す浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海 図 W142-JP142

出 所 第六管区海上保安本部

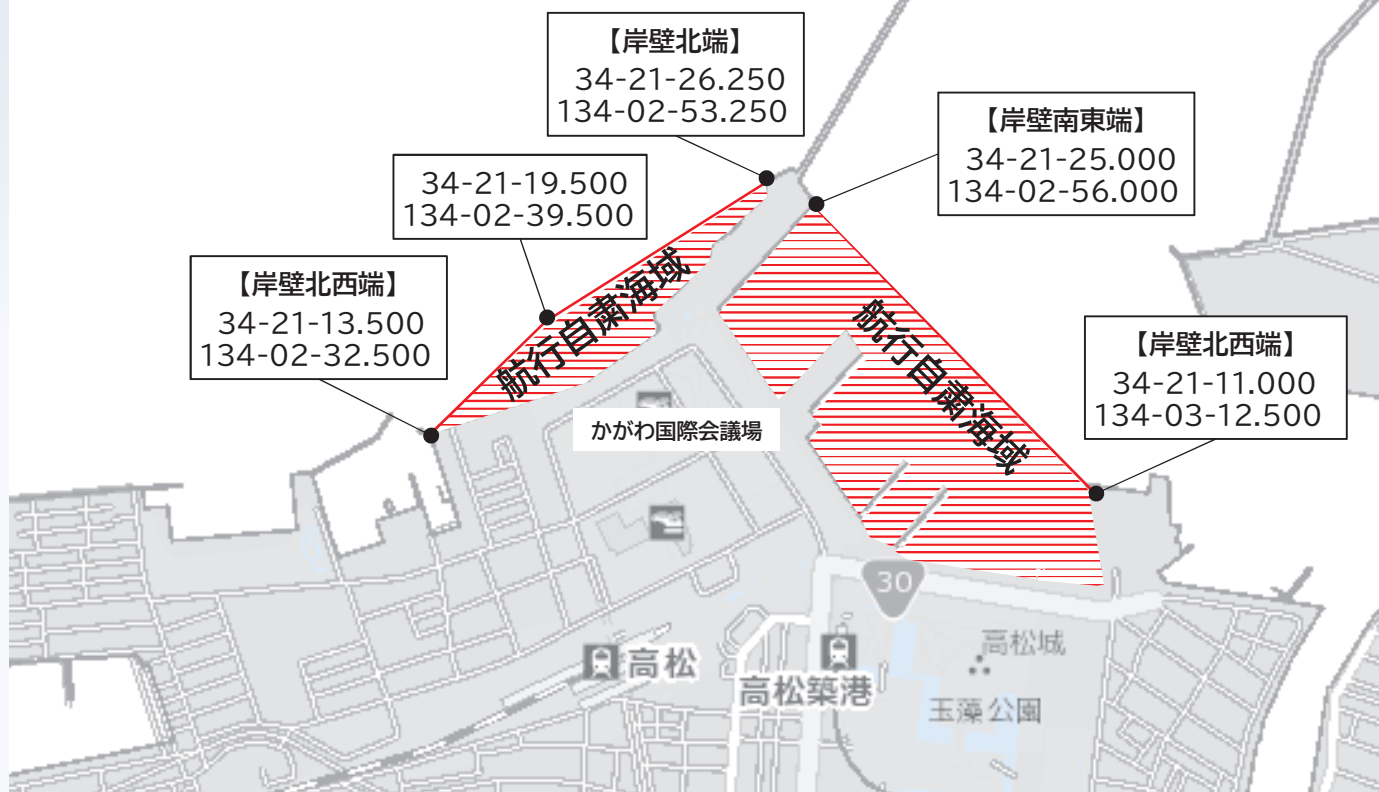


G7香川・高松都市大臣会合の開催に伴う海上警備にご理解・ご協力をお願いします！

- 第六管区海上保安本部では、7月6日(木)～7月10日(月)までの間、都市大臣会合が開催される「かがわ国際会議場」の周辺海域に **航行自粛海域** を設定し、海上警備を強化します。
- 高松港周辺海域を航行される船舶は、航行自粛海域へみだりに立ち入らないようご協力をお願い致します。
※ 定期運航船の旅客ターミナルへの離着棧は可能です。
- また、その他の海域においても、警備上の必要性から、立入検査、職務質問等を行う場合があります。

【航行自粛海域の設定期間】 ※ 海域及び期間を変更する可能性があります。

令和5年7月 6日(木)12:00から
7月10日(月)12:00まで



KAGAWA TAKAMATSU
Sustainable Urban Development
Ministers' Meeting

第六管区海上保安本部
(電話:082-251-5111)

高松海上保安部
(電話:087-821-7011)

【海上保安庁緊急通報番号:118】

